

2022年12月1日

お客さま 各位

備前日生信用金庫

一定金額未満の預金口座解約時の「届出印の押印不要（印鑑レス）」 の実施および普通預金規定等の改正について

平素より備前日生信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高1万円未満の預金口座の解約手続きを、ご通帳および顔写真付本人確認書類のご提示により、「届出印の押印を不要（印鑑レス）」とし、ご本人さまの署名のみで解約できるよう手続きを簡素化する取扱いを開始しますのでお知らせします。

また、今回の変更に伴い、預金規定等の改正を行いますので、併せてお知らせします。

1. 取扱開始日

2023年1月1日（日）

2. 対象のお客さま

個人、個人事業主のお客さま

3. 対象となる預金口座

預金残高が1万円未満の普通預金（総合口座を含む。）、貯蓄預金

※総合口座の場合は、定期預金の組入れがないことが条件となります。

4. 手続きに必要なもの

ご本人さまが以下の①②をお持ちのうえお手続きをお願いします。

- ① 通帳（キャッシュカードをお持ちの場合は、通帳と一緒にご持参願います。）
- ② 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

5. その他

下記の場合は、解約時にお届印の押印を不要とする取扱いの対象外とさせていただきます。

- ① 口座残高が1万円以上の場合
- ② 通帳を紛失されている場合
- ③ 投資信託、公共債等の指定口座
- ④ お借入や各種ローンの返済用口座
- ⑤ 出資金の配当金受取口座
- ⑥ でんさいネット、後見支援預金の関連口座
- ⑦ その他当金庫が定める所定の場合

6. 改正する預金規定（例：普通預金規定）

下記のとおり普通預金規定を改正します。また、総合口座取引規定、貯蓄預金規定についても同様に改正します。

改正後	改正前
<p>1 2. (反社会的勢力との取引謝絶)</p> <p>この預金口座は、第 15 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合には利用することができ、第 15 条第 5 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>1 3. 省略</p> <p>1 4. 省略</p> <p>1 5. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の解約請求書に届出の印章（または署名・暗証）より記名押印（または署名・暗証）して通帳とともに提出してください。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第 1 項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>以下、省略</p>	<p>1 2. (反社会的勢力との取引謝絶)</p> <p>この預金口座は、第 15 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合には利用することができ、第 15 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>1 3. 省略</p> <p>1 4. 省略</p> <p>1 5. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>以下、省略</p>

(下線部が改正箇所)

※改正後の規定は改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

以 上